

こ支性第 1 2 4 号
令和 8 年 9 月 18 日

都道府県知事
各 殿
指定都市・中核市市長

こども家庭庁支援局長

こども性暴力防止法に関する Q & A の改訂について（周知依頼）

令和 6 年 6 月に成立した学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「法」という。）は、本年 12 月 25 日に施行されます。

制度の詳細な全体像については、「こども性暴力防止法施行ガイドラインについて（周知依頼）」（令和 8 年 1 月 9 日こども家庭庁支援局長通知）により、こども性暴力防止法施行ガイドライン（掲載先：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>）をお示ししているところですが、対象となる事業者や従事者において、円滑に準備を進めていただけるよう、本年 4 月に、法に関して多く寄せられる照会を中心に、Q & A としてまとめ、公表しています。

今般、当該 Q & A について、9 月 2 日にガイドラインの改訂を行ったこと等に伴い、一部追記等すべき点がでてきたこと等から、改訂を行いましたので、下記のとおり通知します。

各都道府県におかれては、管内の市区町村に対して、各都道府県及び指定都市並び中核市におかれては、児童福祉、こどもの居場所、学習塾、社会教育、スポーツ、文化芸術、その他の習いごと等、児童等を対象とする施設・事業に関連する関係団体、事業者等に対して、当該 Q & A の改訂について、幅広く周知いただくようお願いします。

なお、一部の関係団体等には、別途関係省庁に周知を依頼するため、重複して本周知が届く可能性がある旨念のため申し添えます。

記

こども性暴力防止法に関する Q & A は、以下のとおり。

【Q & A の掲載先】

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou#qq>

(参考) 今回の改正内容は、以下のとおり。(Q & A冒頭の改訂履歴にも掲載。)

○ 以下の問を新規に追加。

・ 基礎編

3-9-2、4-7-2、5-12、6-16、7-4-2、7-4-3

・ 応用編

4-15、4-16、4-17、5-7-2～5-7-5、6-7-2、
6-7-3、7-4-2、8-24

○ 以下の問を更新。

・ 基礎編 5-11、6-10、6-12

・ 応用編 3-19、3-29、6-6、8-5、8-11、8-21、10-1

以上